

上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各町内の特性に応じた地域住民等による主体的なまちづくりを推進する地区の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域住民等 まちなか居住を推進するための取組が行われている、又は同取組をこれから行おうとする町内の住民、事業者及び土地建物の所有者、借地権等を有する人及び団体をいう。
- (2) まちづくり方針 まちなか居住を推進するため、地域住民等を主体とするワークショップ等を開催し、地域のまちづくりに関する意見交換を行うとともに、その内容を地域住民等に周知した上で、町内会の総意により作成され、次に掲げる事項を定めたものをいう。
 - ア 町内の現状に関すること。
 - イ 町内の課題に関すること。
 - ウ 町内の将来像に関すること。
 - エ まちづくり活動の推進体制に関すること。
 - オ 町内のコミュニティ維持に関すること。
 - カ 移住者との交流及び受入れ態勢に関すること。

(認定)

第3条 市長は、まちなか居住に向けたまちづくり（以下「まちづくり活動」という。）を推進し、次の各号のいずれにも該当する町内会の区域をまちなか居住推進地区として認定することができる。

- (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成した上越市立地適正化計画の誘導重点区域内の町内会であること。
- (2) まちづくり方針を作成していること。
- (3) 地域住民等に活動内容又は成果を周知し、意見交換を行いながら地域のまちづくりを推進しようとしていること。

(認定申請)

第4条 まちなか居住推進地区の認定を受けようとする町内会長は、上越市まちなか居住推進地区認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ

ならない。

- (1) まちづくり方針
- (2) 認定後5か年のまちづくり活動における目標及び計画が分かる書類
- (3) ワークショップ等の結果その他前2号の書類の作成に係る検討経緯が分かる資料
- (4) 町内会総会の議事録その他町内会の総意による認定申請であることが分かる書類
(認定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、まちなか居住推進地区の認定の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定によりまちなか居住推進地区として認定したときは、上越市まちなか居住推進地区認定通知書（第2号様式）により通知するとともに、認定書（第3号様式）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定を却下したときは、上越市まちなか居住推進地区認定却下通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（変更申請）

第7条 第5条第2項の規定により認定を受けた地区（以下「認定地区」という。）の町内会長は、第4条第1号又は第2号の書類に変更があったときは、速やかに変更した内容を上越市まちなか居住推進地区内容変更申請書（第5号様式）に変更後の同条各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、変更申請について準用する。

（認定の更新）

第8条 認定地区の町内会長は、認定期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、当該認定の満了の日までに、市長に対し、認定の更新を申請することができる。

2 第5条及び第6条の規定は、認定の更新について準用する。

（まちづくり活動の報告）

第9条 認定地区の町内会長は、毎年4月30日までに、前年度のまちづくり活動について、上越市まちなか居住推進地区まちづくり活動報告書（第6号様式）に町内活動の記録その他まちづくり活動の内容が分かる書類を添えて市長へ報告しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

第1号様式（第5条関係）

上越市まちなか居住推進地区認定申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

町内会

町内会長

次のとおり上越市まちなか居住推進地区としての認定を申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
添付資料	(1) まちづくり方針 (2) 認定後5か年のまちづくり活動における目標及び計画が分かる書類 (3) ワークショップ等の結果その他(1)及び(2)の書類の作成に係る検討経緯が分かる資料 (4) 町内会総会の議事録その他町内会の総意による認定申請であることが分かる書類

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

町内会
様

上越市長



上越市まちなか居住推進地区認定通知書

年 月 日付けで申請のあった上越市まちなか居住推進地区について、
次のとおり認定したので通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新
認 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで

認定書

町内会 様

貴町内会を、上越市まちなか居住推進地区
の認定に関する要綱の規定に基づき、
まちなか居住推進地区として認定します。

認定期間：自 年 月 日
 至 年 月 日

年 月 日

上越市長

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

町内会
様

上越市長



上越市まちなか居住推進地区認定却下通知書

年 月 日付けで申請のあったまちなか居住推進町内会の認定について、次の理由により申請を却下したので通知します。

理 由	
-----	--

第5号様式（第7条関係）

上越市まちなか居住推進地区内容変更申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

町内会

町内会長

次のとおり上越市まちなか居住推進地区の認定に係る内容の変更について申請します。

変 更 理 由	
添 付 書 類	(1) まちづくり方針 (2) 認定後5か年のまちづくり活動における目標及び計画が分かる書類 (3) ワークショップ等の結果その他(1)及び(2)の書類の作成に係る検討経緯が分かる資料 (4) 町内会総会の議事録その他町内会の総意による認定申請であることが分かる書類

第6号様式（第9条関係）

上越市まちなか居住推進地区まちづくり活動報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

町内会

町内会長

年度の上越市まちなか居住推進事業まちづくり活動について、関係書類を添えて報告します。